

羽生交通安全だより

令和6年10月号
羽生警察署
交通課

令和6年11月1日道路交通法改正

「ながらスマホの禁止」



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「酒気帯び運転に対する罰則の創設」

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。



違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
種類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

◆◆ 家庭において ◆◆

- ・ 「もしかして・とまる・みる・まつ・たしかめる」を合言葉に、こどもに交通ルールやマナーを守る態度を身に付けさせましょう。
- ・ 横断歩道を横断する際は、手を上げるなどハンドサインを励行して、横断する意思表示を車両運転者に示すよう指導しましょう。
- ・ 「歩きスマホ」はしないよう声を掛け合しましょう。
- ・ 家族が自転車を運転する時は、乗車用ヘルメットを着用させましょう。
- ・ 飲酒運転や妨害運転（あおり運転）の悪質性・危険性について話し合しましょう。
- ・ 自宅で飲酒した後もアルコールが抜けるまでは、運転をしないよう注意しましょう。



9月21日～9月30日 秋の全国交通安全運動を実施



ワークヒルズ羽生において出発式を実施



カインズ羽生店においてキャンペーンを実施

羽生署管内交通事故発生状況

R6. 1/1～9/30

	人身事故			物件事故
	件数	死者数	傷者数	
本年	103	0	134	1,100
前年比	-4	0	-4	+141
増減率	-3.7%		-2.9%	+14.7%

※ 暫定数値

「KEEP38プロジェクト」推進中!!

道交法38条「歩行者優先義務」を守り模範運転を心掛けよう

